

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（厚生労働省） …………… 1
- ◆ 社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について（厚生労働省） …………… 3
- ◆ 第50回「毎日社会福祉顕彰」の募集のご案内（毎日新聞社会事業団） …… 5

## ◆新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（厚生労働省）

令和2年3月9日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、都道府県・指定都市・中核市社会福祉法人担当課・室宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」を发出しました。

新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大を抑制する観点から、大規模なイベント等の中止や延期、規模縮小等が要請されている状況等も踏まえ、社会福祉法人の理事会や評議員会等の運営に関する取扱いについて示されたものです。本事務連絡を踏まえ、社会福祉法人の指導について弾力的に対応するよう、都道府県等に対して求めています。

（全国保育協議会事務局抜粋、太字下線付記）

### 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて

#### 1 理事会の開催について

##### (1) 理事会の開催

理事会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず 3月中に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催

すること。また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

## (2) 理事会における「対面」の解釈

理事会については、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙、以下「ガイドライン」という。）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインで言う「テレビ会議等」とは、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないことを、法人に対して周知すること。

## (3) 理事会決議の省略

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされることを、法人に対して周知すること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合には、1(1)及び(2)のとおり取り扱われたいこと。

## (4) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっており、これについては、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項の規定により、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとなっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に理事会を開催することが困難なため、年度内に報告が困難な法人について、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該報告の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

## 2 評議員会の開催について

### (1) 評議員会の開催

評議員会の開催については、1(1)及び(2)と同様に取り扱われたいこと。

### (2) 評議員会決議の省略

評議員会決議の省略については1(3)と同様であるが、1(3)のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

## 3 事業計画書及び収支予算書について 【略】

## 4 経過措置期間の満了に伴う評議員の選任について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超

える数」の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、【中略】令和 2 年 3 月末までの間、4 名以上としてきたところであり、当該経過措置適用法人で評議員の確保が完了していない法人は、今月中に評議員選任・解任委員会などの評議員の選任手続を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、その手続きの実施が困難な法人については、可能になり次第、速やかに手続を行うこと。また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該手続の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

## 5 社会福祉法人に対する指導監査について 【略】

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「23」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について (厚生労働省)

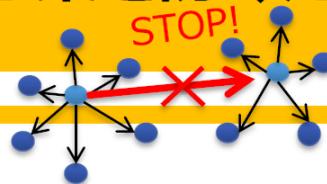
令和 2 年 3 月 9 日、厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市民生主管部局宛てに、事務連絡「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」を発出しました。

内容は、次ページの「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」をご参照ください。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「22」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



## 感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは  
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、**一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。**

このように、集団感染の共通点は、特に、

**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

# ◆第 50 回「毎日社会福祉顕彰」の募集のご案内 (毎日新聞社会事業団)

毎日新聞社会事業団は全国の社会福祉関係者・団体の中から、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰し、新しい福祉国家の形成と進展に寄与することを目的に標記募集を行っています。

本顕彰は、団体または個人が、所定の候補推薦用紙により、候補者をご推薦いただくこととなっています。

募集要項・候補推薦書は、毎日新聞社会事業団、都道府県社会福祉協議会にあります。それぞれのホームページにも掲載されていますので、詳細はダウンロードしていただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(全国保育協議会事務局抜粋)

## 第 50 回「毎日社会福祉顕彰」の募集

### 1. 趣旨

この顕彰は 1971 (昭和 46) 年、毎日新聞社会事業団の創立 60 周年を記念して創設され、毎年実施しているものです。

全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰し、新しい福祉国家の形成と進展に寄与することを目的としています。

2. 名称 毎日社会福祉顕彰

3. 主催 公益財団法人毎日新聞東京・大阪・西部社会事業団

4. 後援 厚生労働省、全国社会福祉協議会

5. 表彰件数 3 件 (個人または団体)

6. 賞 賞牌と賞金 賞金は総額 300 万円 (ただし、1 件について 100 万円)

### 7. 顕彰の対象

#### (1) 学術

社会福祉全般あるいは児童、高齢者、心身障害者などの分野について優れた研究論文・資料を作成した個人または団体。

#### (2) 技術

社会福祉全般あるいは児童、高齢者、心身障害者などの分野で、独創的な科学技術、プロセスを導入し、効果をあげた個人または団体。

#### (3) 創意

社会福祉施設の改善、整備、あるいは福祉活動についての指導、育成養護などの実務面において、独創的な発想、創意、工夫を取り入れ、業績をあげた個人または団体。

(4) 奉仕

長年にわたって国際福祉、地域福祉または福祉施設、団体、援護を要する個人などに対し、奉仕活動を続け、将来もこれを継続して行う強い意志を持つ個人または団体。

(5) 勤勉

社会福祉施設等に長年（30年以上）にわたって勤続し、その使命に献身、勉勵し、顕著な成績をあげた個人。

(6) その他

新しい分野を開き、時代のニーズに応える福祉活動を行う個人または団体。その他、上記のどの項目にも該当しないが、社会福祉の分野で顕彰に値する功績をあげ、貢献をした個人または団体

[推薦の締め切り]

令和2年5月31日

[問い合わせ]

〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1の1の1

毎日新聞東京社会事業団

TEL(03)3213-2674 FAX(03)3213-6744

<https://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/>

〒530-8251 大阪市北区梅田3の4の5

毎日新聞大阪社会事業団

TEL(06)6346-1180 FAX(06)6346-8681

[https://www.mainichi.co.jp/osaka\\_shakaijigyo/](https://www.mainichi.co.jp/osaka_shakaijigyo/)

〒802-8651 北九州市小倉北区紺屋町13の1

毎日新聞西部社会事業団

TEL(093)551-6675 FAX(093)541-8009

<http://www.mainichiseibu-shakaijigyo.biz/>